

平成29年度

拓殖大学 研究所 奨学論文・作品入選作品集



2020
TAKUSHOKU
NEW ORANGE
PROJECT

拓殖大学は創立120周年を迎えます

平成 29 年度 拓殖大学研究所

奨学論文・作品入選作品集

◎ 政治経済研究所 ◎

◎ 人文科学研究所 ◎

目 次

□政治経済研究所

最優秀賞 遠藤 勇哉（政経学部経済学科4年）

衆院選における「次点候補者」優位の研究～ RDD による因果的効果の推定～ …………… 1

□人文科学研究所

最優秀賞 五十嵐 湧輔（政経学部法律政治学科4年）

日本とドイツの街づくりの違い 都市の景観…………… 15

資料…………… 27

政治経済研究所 最優秀賞

衆院選における「次点候補者」優位の研究
～ RDD による因果的効果の推定～

政経学部経済学科 4年

遠藤 勇哉

目 次

1. はじめに
2. 先行研究の紹介
3. 理論的説明と仮説
4. モデル
5. データと背景
6. 分析結果
7. 結論
8. Appendix
9. Reference

1. はじめに

議員の目標は当選することであり、全ての議員は選挙で勝つことを目標に活動している (Aldrich,1995)。そして、現職を経験することが次回の選挙で有利になるという研究は数多くされてきた (Lee,2008;Eggers and Spirling,2015;et al.)。

しかし日本には、選挙で当選することが次回の選挙結果に有利に働くという現職優位は存在しないと言われている (Ariga; et al.2016)。では、選挙で落選してしまった、それも僅差で落選した次点候補者⁽¹⁾は次回の選挙の結果にどのような影響を受けるのだろうか？本論文の目的は、今まであまり注目されてこなかった、次点候補者になると次回の選挙に有利に働くという「次点候補者」優位⁽²⁾の存在を検証することである。

現職優位が存在するカナダ (Kendall and Rekkas,2012)、現職劣位が存在するブラジル (Klasnja and Titiunik,2016) には「次点候補者」優位が存在すると言われている (Santosh and Thomas,2016)。では、現職優位が確認されていない日本には「次点候補者」優位が存在するのだろうか？

本論文では、RDD (Regression Discontinuity Design) を用いて日本の衆議院議員選挙 (1996年～2014年) における「次点候補者」優位の存在について分析した。その結果、当選者と次点候補者が接戦であれば、次回選挙において「次点候補者」優位が存在することが分かった。具体的には、当選者と次点候補者が接戦である場合、次回選挙では次点候補者の方が当選者より得票率が平均して3.5ポイント高くなるという結果を得た。また、政権交代が起きた2009年と2012年の衆議院議員選挙では「次点候補者」優位を確認することが出来なかった。

第2節に、次点候補者優位の先行研究を紹介する。第3節では、理論的説明と仮説を提示し、第4節では、仮説を検証するためのモデルを提示する。第5節では、データとその背景を提示し、第6節では、分析結果を示している。第7節では、本論文の結論について述べる。

2. 先行研究の紹介

次点候補者優位に関する研究は、数多くの研究が蓄積されている現職優位と比べて非常に少ない。ここでは次点候補者優位に関する先行研究と、次点候補者優位と密接に関わる現職優位の先行研究を紹介、検討する。

次点候補者優位に関する先行研究として Santosh and Thomas (2016) を挙げ

ることが出来る。彼らはRDDを用いて、ブラジル、インド、カナダの国政と地方選挙において、ある選挙の次点候補者は3位候補者よりも次回の選挙の当選確率が高くなるという次点候補者優位の存在を確認した。しかしながら、彼らの研究は次点候補者と3位候補者を比較して次点候補者優位の存在を確認しただけで、現職と次点候補者の比較はしていない。

現職優位に関する研究業績は二極化しており、現職優位が認められている国と認められていない国がある。認められている国として、アメリカ (Lee,2008)、ドイツ (Hainmueller and Kern,2008)、オーストラリア (Horiuchi and Leigh,2009) などがある。しかし、日本には、現職優位は存在しないと言われている (Ariga et al.2016)。その一方で、日本には接戦度の低い選挙区では現職優位は存在するという業績もある (増山,2013; 鈴木,2013)。これらの研究は、現職と落選した候補者を比較して現職優位が存在するかどうかを検証しているが、現職と次点候補者という2つのタイプに絞った比較はしていない。

本論文では、日本の衆議院議員選挙において現職と次点候補者間に次点候補者優位がどの程度存在するのかということ、RDDを用いて実証的に明らかにしていく。

3. 理論的説明と仮説

選挙での次点候補者の負け方には2つ存在すると考えられる。僅差で負けてしまう負け方と、大差を付けられてしまう負け方である。僅差で負けた次点候補者は、次回こそは当選できるだろうと思ひ、次回の選挙に向けてあらゆる努力をしようと考えられる。例えば、選挙演説の回数を増加させるといった選挙活動の活性化や、所持している資金を選挙資金として惜しみなく使用するといったことが挙げられるだろう。

同様のことが現職議員にも言える。僅差で選挙に勝った現職議員は、次回の選挙でも接戦になると想定するためあらゆる努力をするだろう。経済状況が現職の能力を測るシグナルになるため (Nordhaus,1989; Manuel and Berta,2016)、経済政策により力を入れることが努力の一例として挙げられる。このように、現職議員と次点候補者の戦いが接戦の場合、両者とも次回の選挙に向けてあらゆる努力をするということは内生的要因であると言える。

また外生的要因として、有権者の投票行動が挙げられる。現職議員に失望した有権者が現職議員を蹴落とすために、当選する可能性が高い候補者に投票すると

いう研究成果がある (Santosh and Thomas,2016)。有権者は戦略的投票として、人気が高く当選しそうな候補者に投票するだろう。また、候補者の人気を測る指標は前回選挙の順位である (Santosh and Thomas,2016)。つまり、前回選挙の落選者の中で次点候補者が最も人気であり、当選する可能性が最も高いと有権者は考え、次点候補者に投票すると考えられる。このような外生的要因は現職議員には作用せず、次点候補者のみに作用すると考えられる。

従って、次点候補者は内生的要因と外生的要因といった2つのアドバンテージがある一方で、現職議員は内生的要因だけしかアドバンテージがないということが言える。このことから1つ目の仮説を導き出せる。

*H1: ある選挙で現職と次点候補者が接戦であれば、
次回の選挙において次点候補者優位が存在する*

小選挙区制は二大候補者制を引き起こすというデュベルジェの法則通り、日本の衆議院議員選挙の当選者と次点候補者は「当選者：自民党、次点候補者：民進党」もしくは、「当選者：民進党、次点候補者：自民党」というパターンが多い。つまり、政権交代をするという事は現職議員の多くが選挙で負け、次点候補者の多くが勝つということを意味する。また、政権交代は無党派層によって引き起こされたという研究成果がある (田中,2009)。従って、政権交代が起きる選挙時には、無党派層という強力な要因があるため、接戦の選挙区の次点候補者と現職議員に作用するはずの内生的要因と外生的要因が全く効かないと考えられる。このことから2つ目の仮説を導き出せる。

H2: 政権交代が起きる選挙では次点候補者優位は存在しない

次節では、導き出された2つの仮説を検証するためのモデルを提示する。

4. モデル

前節で導き出した2つの仮説をRDD (Regression Discontinuity Design) を用いて検証する⁽³⁾。RDDを用いる理由は、次点候補者優位の因果的効果を推定するためである。また、現職議員と次点候補者が接戦である場合の次点候補者優位の因果的効果を推定することが目的のため、RDDの方法の1つである局所線

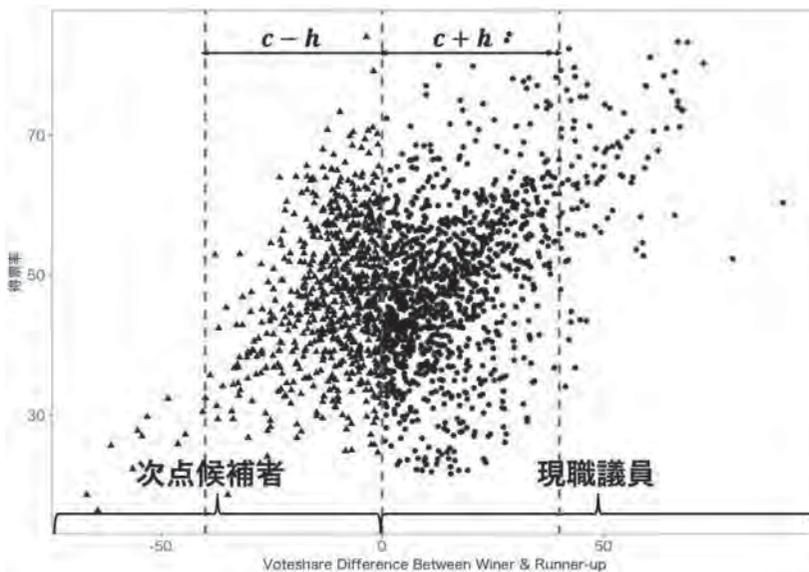
形回帰法を用いる。大差を付けられて負けた次点候補者は次の選挙でも大差で負け、大差で勝った現職議員は次の選挙も大差で勝つと考えられるため、この間には次点候補者優位は存在しないと考えられる。

今回の分析ではトリートメントグループが次点候補者、コントロールグループが現職議員という割り当てをする。また、当選者の得票率と次点候補者の得票率の差を強制変数 Z_i ^{(4) (5) (6)} とする。当選者であれば当選者の得票率から次点候補者の得票率を引き、次点候補者であれば次点候補者の得票率から当選者の得票率を引く。強制変数 Z_i の値が正であれば当選者、負の値であれば次点候補者ということである。故に、閾値は0である。つまり、トリートメントの割り当ては

$$T_i = \begin{cases} 1 & \text{if } Z_i < 0 \\ 0 & \text{if } Z_i > 0 \end{cases}$$

と表される。図1はトリートメントの割り当てを示している。X軸の強制変数が0から左側(三角印)であると次点候補者 ($T_i=1$)、右側(丸印)が当選者 ($T_i=0$) を表している。また、 $c-h$ 、 $c+h$ はバンド幅⁽⁷⁾を表している。即ち、この範囲で局所線形回帰法を実施するということである⁽⁸⁾。

図1 トリートメントの割り当て



5. データと背景

図2は分析対象の候補者を示している。図2で囲っている候補者のように衆議

院議員選挙 $t - 1$ の当選者と次点候補者であり、尚且つ衆議院議員選挙 t に立候補している候補者が今回の分析対象である。この分析対象には2つのパターンがある。2つの選挙でパターン1のように順位が変更しない候補者とパターン2のように変更する候補者である。また、使用するデータは小選挙区制導入後の6つの衆議院議員選挙全てである。小選挙区制導入後の衆議院議員選挙を使用する理由は2つある。1つ目は、小選挙区制の選挙区は1人区であるため、有権者が現職議員を蹴落とすために次点候補者に投票するという外生的要因が発生し易いと考えられるからである。2つ目は、小選挙区制は二大候補者制を引き起こす（デュベルジェの法則）ため、当選者と次点候補者の順位の入れ替わりが起こり易いと考えられるからである

図2 分析対象の例



表1は小選挙区において次点候補者が勝利した割合である。1996年～2014年までの衆議院議員選挙を平均すると、小選挙区の44.9%において次点候補者が勝利している⁽⁹⁾。

表1 次点候補者が勝利した割合

年	次点候補者勝利(%)
衆議院議員選挙	44.9
2000	41.8
2003	28.6
2005	28.4
2009	67.7
2012	79.1
2014	18.3

表2は1996年から2014年まで全ての衆議院議員選挙と各衆議院議員選挙の観測数と応答変数である得票率の平均である

表2 記述統計

Statistic	N	Mean	St. Dev.	Min	Max
衆議院議員選挙	1,955	48.36	11.26	16.35	84.50
2000年衆院選	229	48.30	11.71	18.59	83.60
2003年衆院選	320	49.94	9.59	18.59	84.11
2005年衆院選	418	48.25	8.76	22.85	73.60
2009年衆院選	389	49.41	11.06	23.70	79.18
2012年衆院選	281	43.94	14.91	21.50	84.50
2014年衆院選	318	49.57	11.01	16.35	83.30

図3は1996年～2014年までの衆議院議員選挙の強制変数と得票率の散布図である。トリートメントグループである次点候補者は三角の印で、コントロールグループの現職議員は丸印でプロットしている。この図を見ると全体的に正の関係があることが分かるが、閾値である $Z_i=0$ 付近は次点候補者（三角の印）の方が、得票率が高いことが分かる。

図3 強制変数と得票率の散布図（1996年～2014年）

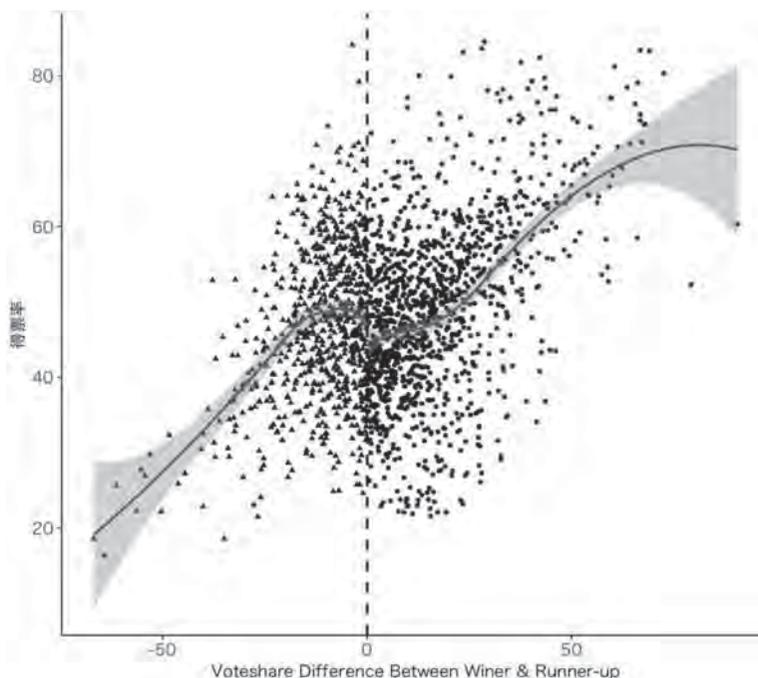


図4は2000年と2003年、図5は2005年と2014年の衆議院議員選挙の強制変数と得票率の散布図である。これらは図2の散布図と同様に、閾値である $Z_i=0$ 付近において次点候補者（三角の印）の方が、得票率が高いことが分かる。

図4 強制変数と得票率の散布図（2000年&2003年）

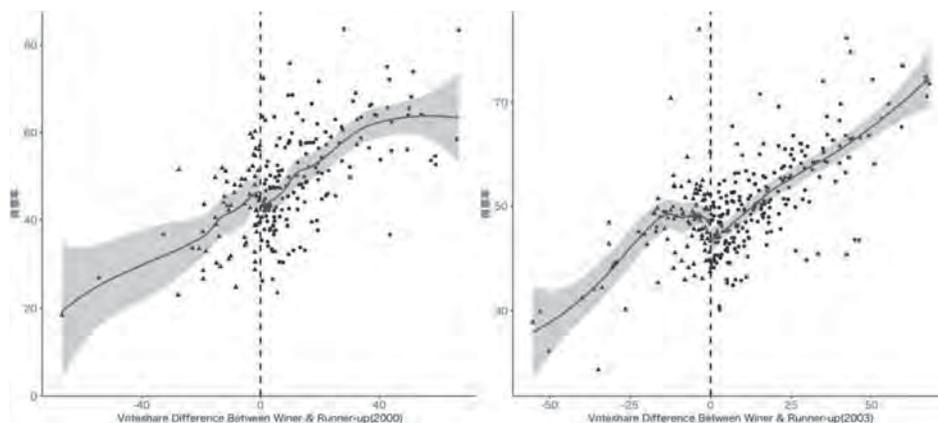


図5 強制変数と得票率の散布図（2005年&2014年）

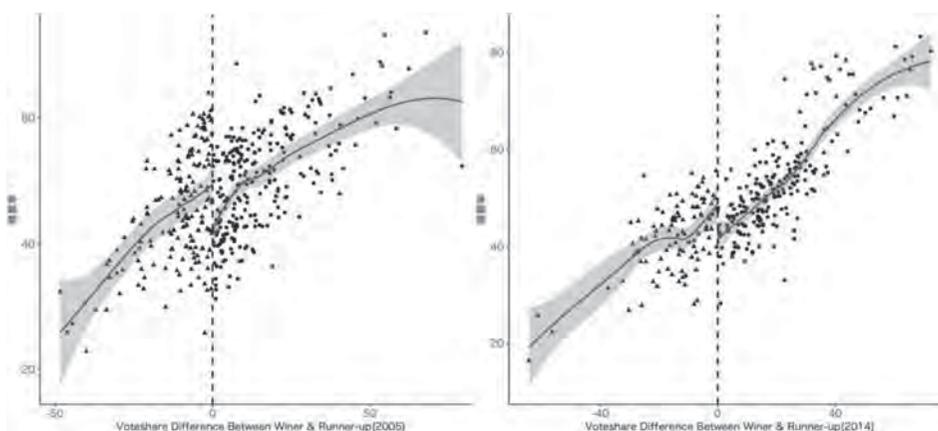
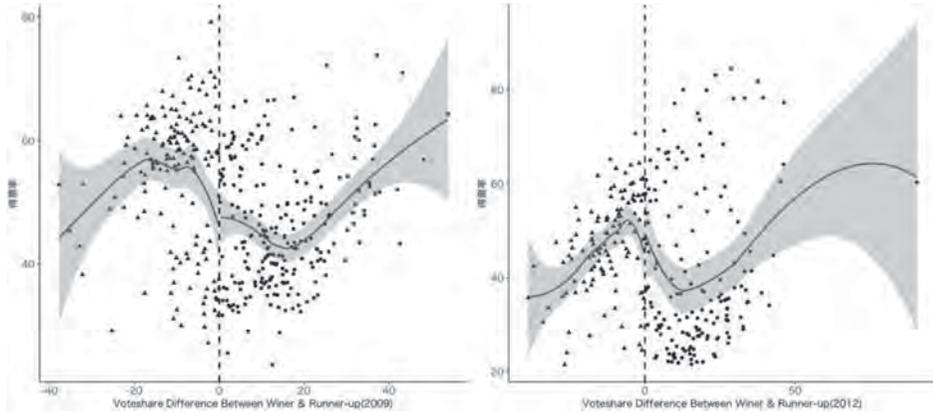


図6は政権交代が起きた2009年と2012年の衆議院議員選挙の強制変数と得票率の散布図である。他の4つの衆議院議員選挙とは異なり閾値である $Z_i=0$ 付近において、次点候補者（三角の印）と当選者（丸印）の得票率の差がないことが分かる。

散布図から衆議院議員選挙には次点候補者優位が存在するように読み取れる。しかし、政権交代が起きる選挙時には次点候補者優位が見受けられない。次節ではRDDの方法の1つである局所線形回帰法を用いて次点候補者優位の因果的効果を推定していく。

図 6 強制変数と得票率の散布図 (2009 年 & 2012 年)



6. 分析結果

表 3 は次点候補者優位の因果的効果を推定するため、応答変数を t 年の各候補者の得票率とした RDD の分析結果である。本論文では 7 つのモデルで次点候補者優位を推定している。また、図 7 は次点候補者優位の推定値の 95% 信頼区間を表している。

仮説 1 を検証するため、1996 年～2014 年の衆議院議員選挙を対象にしている。表 3 と図 7 から、仮説 1 の通り、次点候補者優位の存在を確認することが出来た。具体的には、当選者と次点候補者が接戦である場合、次回選挙において次点候補者の方が当選者より得票率が平均して 3.55 ポイント高くなる因果的効果があることが分かった。

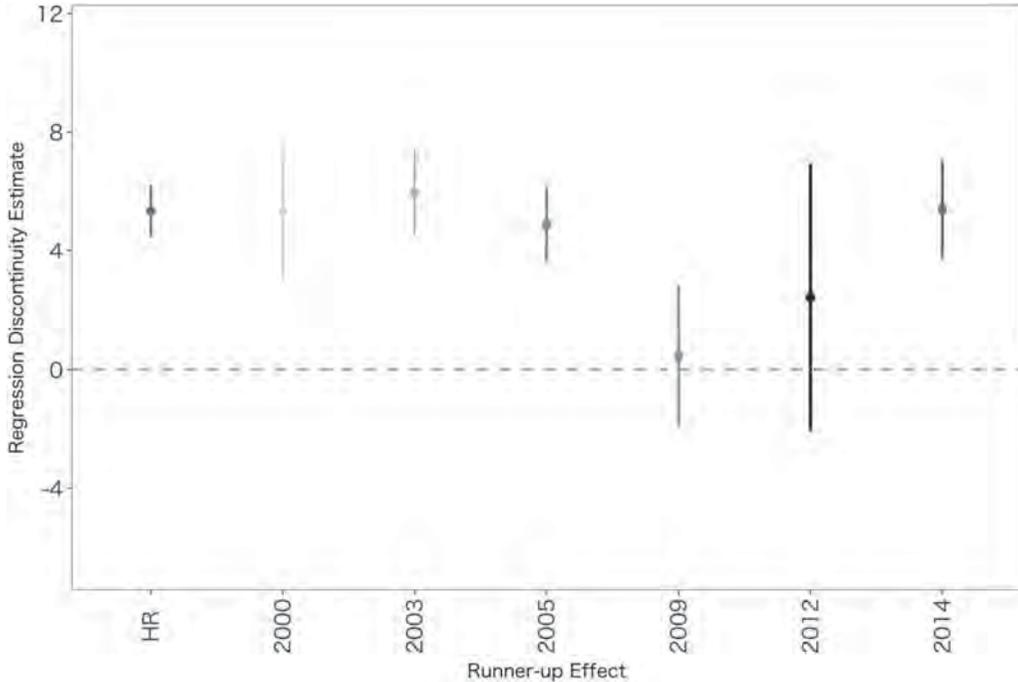
政権交代が起きた 2009 年と 2012 年の衆議院議員選挙において、次点候補者優位の存在を確認することが出来なかった。それ以外の衆議院議員選挙においては、次点候補者の因果的効果が存在するということが分かった⁽¹⁰⁾。また、図 7 を見ると、2009 年と 2012 年のモデルの次点候補者優位の推定値のみ統計的有意性がないことが分かる。これらのことから、政権交代が起きる選挙では次点候補者優位は存在しないという仮説 2 を支持する結果となった。

表 3 推定結果

	衆議院議員選挙	2000年	2003年	2005年	2009年	2012	2014年
Runner-up Effect	3.55*** (1.36)	5.15** (2.88)	4.37** (1.79)	5.70*** (1.86)	0.25 (3.13)	3.33 (4.18)	5.80*** (1.78)
Bandwidth	8.58	12.45	11.2	13.99	14.66	14.6	14.62
Observations	739	129	161	278	249	142	149

note : Standard errors clustered at the constituency level are in parentheses. $p < .1$; $p < .05$; $p < .01$

図7 信頼区間



7. 結論

日本の衆議院議員選挙において、ある選挙で現職と次点候補者が接戦の場合、次回の選挙において次点候補者優位が存在するということが分かった。大差を付けられて落選した次点候補者は次回の選挙でも同様に落選してしまう。しかしながら、僅差で落選した次点候補者は候補者自身のやる気という内生的要因と、有権者の投票行動という外生的要因が作用し、次回の選挙において次点候補者優位が発生するということである。本論文内での分析の通り、ある選挙で接戦であれば、次点候補者は次回の選挙において現職議員よりも平均して3.5ポイント得票率が高くなる。

また、接戦時の次点候補者優位は政権交代が起こると消滅してしまうということが分かった。政権交代は、現職議員が落選することを意味し、前回選挙で接戦であろうがなかろうが他の要因が強く働き、次点候補者が当選するためである。

ある選挙で現職と次点候補者が接戦の場合、次回の選挙において次点候補者優位が存在し、政権交代が起きると消滅してしまう。このことは日本に限った話ではなく、小選挙区制を採用している国の多くに当てはまるだろう。小選挙区制は戦略的投票を促すと言われている。つまり、ある選挙の次点候補者自身にやる気

さえあれば、小選挙区において比較的容易に内生的要因と外生的要因の2つのアドバンテージを得ることが出来る。本論文でも、この2つのアドバンテージを得やすい次点候補者は多くの票を集められるということを実証した。

しかしながら、課題点も存在する。1つ目の課題点は復活当選者の存在である。復活当選者とは、小選挙区で落選してしまっただが比例区で当選した候補者であり、小選挙区で接戦である場合が殆どである。つまり、小選挙区では次点候補者にも関わらず現職議員の割り当てになってしまう。日本の衆議院議員選挙において、現職優位が存在しない理由の1つとして、復活当選者が存在するということが言われている (Ariga: et al.2016)。従って、次点候補者優位においても復活当選者をどのように扱うのか議論していく必要がある。

分析手法についても議論を深める必要がある。本論文ではRDDを用いたが、RDDによって推定することが出来るのは、ある選挙で接戦であった現職議員と次点候補者だけである。つまり、大勝した候補者と大敗した候補者を含めた上で次点候補者優位が存在するとは言えない。

様々な実証分析を積み重ねながら、次点候補者優位についてまだまだ議論を深めていくことが今後の課題といえよう。

《注》

- (1)ある選挙において2位であった候補者のことである。
- (2)英語では runner-up effect と呼ばれているが、本論文では「次点候補者」優位という言葉を使用する。
- (3)RDDについては Appendix A で詳しく説明する。
- (4)トリートメントの状態を決定する変数である。本論文では、次点候補者と現職議員を決定する変数として用いている。
- (5)当選者の得票率と次点候補者の得票率の差を強制変数としているため $Z_i=0$ は存在しない。
- (6)統計ソフトウェア R の rdd パッケージ DCdensity 関数 (McCrary,2008) を使用し強制変数の操作可能性をテストした結果、強制変数の操作可能性はないという結果になった。
- (7)統計ソフトウェア R の rdd パッケージの RDestimate の関数 (Inbens and Kalyanaraman,2012) を使用しバンド幅を決定した。
- (8)推定式については Appendix B で詳しく説明する。
- (9)選挙 t-1 の次点候補者の 34.2% が次回の選挙 t に立候補している。
- (10)2000 年では 5.15 ポイント、2003 年では 4.37 ポイント、2005 年では 5.7、2014 年で

は 5.8 ポイント平均して高くなる次点候補者の因果的効果がある。

Appendix

A, RDD (Regression Discontinuity Design)

ある個人がトリートメントグループ・コントロールグループのどちらに属するか、観測可能なある変数の値が閾値を上回るか否かによって決まるという状況においての分析手法である。RDD では比較的弱い仮定のもとでトリートメントの因果的効果を推定することが出来る。局所線形回帰法 (Local Linear Regression) は、バンド幅を設定し、僅差で落選してしまった次点候補者と僅差で当選した現職議員に絞って因果的効果を推定する方法である。しかしながら、バンド幅の選び方の問題など、まだまだ発展途上の手法である。

B, 次点候補者優位の推定モデル

次の推定式により次点候補者優位の因果的効果 (τ) を推定する。

$$Y_{it} = \alpha_0 + \tau \cdot T_i + \beta_1 \cdot T_i(Z_{it-1} - c) + \beta_2 \cdot (1 - T_i)(Z_{it-1} - c) + \varepsilon$$
$$c - h \leq Z_{it-1} \leq c + h$$

i は候補者, t は衆議院議員選挙を表している。例えば 2014 年の衆議院議員選挙を t とすると 2012 年の衆議院議員選挙は $t - 1$ と表すことが出来る。 τ は次点候補者優位の因果的効果, Z は強制変数, c は閾値, h はバンド幅, ε は誤差項である。

<Reference>

Aldrich. "Why Parties?: The Origin and Transformation of Political Parties in America". University of Chicago Press. 1995

Ariga, Horiuchi, Mansilla and Umeda. "No Sorting, No Advantage: Regression Discontinuity Estimates of Incumbency Advantage in Japan". Electoral Studies. 2016

Eggers, Andrew C. and Arthur Spirling. "Incumbency Effects and the Strength of Party Preferences: Evidence from Multiparty Elections in the United Kingdom." Working paper. 2015

Hainmueller, Jens and Holger Lutz Kern. "Incumbency as A Source of Spillover Effects in Mixed Electoral Systems: Evidence from a Regression-Discontinuity Design."

Electoral Studies 27 (2) :213-227. 2008

Horiuchi, Yusaku and Andrew Leigh. "Estimating Incumbency Advantage: Evidence from Multiple Natural Experiments." Working paper. 2009

Kendall, Chad and Marie Rekkas. "Incumbency Advantages in the Canadian Parliament." Canadian Journal of Economics 45 (4) : 1560-1585. 2012.

Klasnja, Marko and Rocio Titiunik. "The Incumbency Curse: Weak Parties, Term Limits, and Unfulfilled Accountability."

American Political Science Review. Forthcoming. 2016

Lee, David S. "Randomized Experiments from Non-random Selection in the U.S. House Elections." Journal of Econometrics 142:675-697. 2008.

Manuel, Berta. "Politicians' Luck of the Draw: Evidence from the Spanish Christmas Lottery" Journal of Political Economy 124:1269-1294. 2016

Nordhaus, William D. "Alternative Approaches to the Political Business Cycle." Brookings Papers Econ. Activity (2) : 1-68. 1989

Santosh and Thomas. "The Runner-Up Effect" . Journal of Political Economy 124:927-991. 2016

鈴木創『衆議院小選挙区選挙における現職効果—票は議席を与える，議席は票を与えるか』

現代日本政治の争点 2013

田中愛治，河野勝，日野愛郎，飯田健，読売新聞世論調査部『2009年，なぜ政権交代だったのか—読売・早稲田の共同調査で読みとく日本政治の転換』2009 第1章

増山幹高「小選挙区比例代表並立制と二大政党制：

重複立候補と現職優位」レヴァイアサン 52：8－42 2013

人文科学研究所 最優秀賞

日本とドイツの街づくりの違い 都市の景観

政経学部法律政治学科 4年 五十嵐 湧輔

目 次

1. はじめに
2. 第1章 ドイツの街づくり
3. 第2章 日本の街づくり
4. 第3章 ドイツと日本の比較・問題点
5. 第4章 これからの日本の街づくり
6. 参考文献

はじめに

私はドイツに留学に行った時にドイツの景観は調和が取れていて、とてもきれいであるという印象を持つ。それに対して、日本は神社の上にビルが建っているなど雑多に並んでいるように見えた。そのため、ドイツと日本の景観の違いは何かと疑問に持った。本論では、両国の景観への取り組みの現状を比較し、何故日本の景観がよくないのかを考える。

分析方法としては、過去の文献からドイツと日本の街づくりに関する情報を整理する。そして、整理した情報を元に両国の比較を行い、日本の街づくりに対する問題点やその解決方法についての考察を行う。

本論文での街づくりとは、建物としての安全のみ考えた都市計画だけではなく、景観を含めた都市の開発と定義する。

第1章 ドイツの街づくり

1.1 ドイツの景観

ドイツの中心市街では、教会より高い建物はあまりない。これは「教会より高い建物は中心市街地に建てない」という住民の共有意識を持っていることに起因する。教会より高い建物がいないということは、市街地全体では高さの違う建物があるものの、一定の割合で高さが纏まっているということである。それに加えて、列車が都市の中心駅から10分から20分ほど離れると市街地に建物は消え、田園と森林が連なる風景を眺めることができる。ドイツの都市では中心部と自然の協力が明確である。つまり、自然の中で住まわせてもらっているのだから、自分たちが使わせてもらう領域は可能な限り緊密にまとめて、これ以上は開墾しないという意味において緑のあり方を明確にしている。

1.2 ドイツの都市計画

ドイツの都市計画には土地利用計画 (Flächennutzungsplan) と建設計画 (Bebauungsplan) の2つが建設法典に定められている。この2つの計画は通称Fプラン、Bプランといわれている。

Fプランとは市町村の全域について、都市を発展させようとする意図に従って市町村が土地利用の基本を表示するもので、¹市町村全域を対象とした唯一の法定都市計画である。幹線道路等の広域に関係する施設はすでに上位計画や部門別計

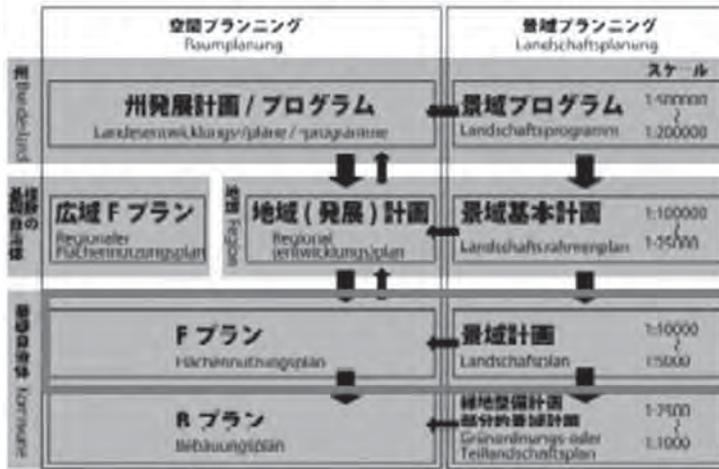
画として他の法律規定によって定められており、Fプランには情報として記載されるだけだが、²土地利用に対する市町村決定の自由度はかなり大きい。つまり、重要な道路などの付近の施設は都市計画に組み込むことはできないが、ほかの部分の土地をどのように利用するかを市町村がある程度自由に計画することができる。それにより、市町村単位で統一感を持った街並みを計画することができる。そのため、計画策定に早期から住民が参加することが重視されており、様々な住民参加が行われている。³実際に、プランの必要性を検討する段階でも、住民は参加することができる。そしてFプランには策定に参画した公的計画機関を法的に拘束するもので、市民を法的に拘束するものではない。

Bプランとは、都市計画上の秩序のために法的拘束力を有する指定を含むことを特徴とする。⁴Bプランは原則として、Fプランから展開して策定されるべきものである。⁵そのため自治体などを拘束するFプランの内容が、間接的に市民に対しても法的拘束力をもつBプランに反映される。Bプランの策定は状況に左右され、Bプランが策定されたことによりFプランの内容が修正されることもある。Fプランの全体の見直しは10～20年程度で行われるが、⁶Bプランが策定されたことによりFプランの内容が修正されることは随時行われる。このような柔軟性がドイツの現在の景観を作り出していると考えている。

1.3 ドイツの街づくりに対する法律

ドイツには景域計画（Landschaftplunung）という法律がある。景域計画は、Fプランとは別に連邦自然保護法に基づき基礎自治体が策定する。この計画は自然環境の視点に立脚して自然と景域のあるべく状態をFプランの内容を考慮せずに提示することができる。⁷そのため、Fプランの内容と景域計画の内容は対立しており、これが景域を含める環境保全の利害調整を行う基礎となる。利害調整に当たっては、代替案や空間対立図の提示が行われる。また、景域計画の内容を考慮しない場合は、その理由が説明されなければならないと連邦保護法に規定されている。

【Fプランと景域計画の関係】



第2章 日本の街づくり

2.1 日本の景観

日本の都市では、低い建物と高層の建物が雑然と並んでおり、ごちゃごちゃしているように見える。繁華街ではけばけばしい広告にネオンが光る看板が数多くあり、都市景観は綺麗とはいえない。さらに、ドイツでは市街地から離れると田園風景が見られることに対して、日本では都市の中心部からはなれても市街地が続きどこからが田園で市街地かわからない。

日本の都市景観が雑然としている理由としては、日本では所有権の概念が強いことが挙げられる。つまり、日本では自分の土地なのだから安全に配慮していればどのような建物でも建てるのが可能になってしまう。そのため、日本では個人個人の利益が最大限になるよう建物を建てられ、現在のでこぼこした景観を作り出していると考えている。

2.2 日本の都市計画

日本の都市計画は「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」⁸で「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保し、そのためには適正な制限の元に土地の合理的な利用が図られる」⁹ように「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備および市街地開発

事業に関する計画」¹⁰がなされることとされている。

日本の都市計画では都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランがある。都市計画区域マスタープランは、正式には、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という名称である。都市計画区域マスタープランは、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものである。

具体的には、以下のような内容が定められている。

1. 都市計画の目標
2. 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び当該区分を決めるときはその方針
3. 2. の他、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

市町村マスタープランは、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」という名称である。市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものである。

また、市町村マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即したものとなっている。¹¹ マスタープランにはプランの変更に対する規定は特にない。そのため、マスタープランの変更をせずに都市計画を進めることが可能である。

日本の都市計画では、市町村が、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。¹² しかしこれには、住民の意見を反映させるかは市町村にゆだねられており実際に意見を反映させる必要はないという問題点がある。

2.3 日本の街づくりに対する法律

日本では景観法という法律がある。この法律は、「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」¹³を目的としている。

この法律により、今までは地方自治体が策定する景観条例のみが景観に対する

規制を行うことができたが、国レベルでもこの規制が可能となった。これにより、建物の安全のみを考えて作られていた都市計画に景観についての規制という要素が加わった。しかし、景観法は手続きと守備範囲が書いてあるのみで、あとは市町村に一任するという内容のため、現実的に強制力を持たせるためには都道府県や市町村があらかじめ景観地区の指定を行う必要があり、地区指定がないところでは景観紛争が起きたとしても規制は不可能である。そのため、良好な景観を維持し、美しい都市を形成していくためには都道府県や市町村が必要な規制をかけていかなければならないという問題点もある。

第3章 ドイツと日本の比較・問題点

これまで、ドイツと日本の景観に対して述べてきたが、この章では両国の比較とそこから見える日本の街づくりに対する問題点を述べていく。これまで述べていたことを比較するとドイツと日本の違いは大きく2つあると考えている。

1つ目は都市計画の柔軟性である。

ドイツでは都市計画の変更は全体的な見直しは10～20年程度で行われ、小規模な変更にいたっては随時変更される可能性がある。それに対して日本の都市計画には計画の変更に関する規定は特にない。

日本でも都市計画などの変更についての規定はされている。しかし、都市計画法では変更について以下のように定められている。

- 1) 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき
- 2) 都市計画に関する基礎調査又は政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなったとき
- 3) 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき
- 4) その他都市計画を変更する必要が生じたとき

以上の場合には遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない¹⁴と記載されており、変更される期間は記載されていない。そのため、日本の都市計画は変更なしでも進めることが可能である。一応、各自治体で都市計画の変更は概ね5年ほどで行われるが、道路についての変更が多く、街づくりに対する変更はあまり見られない。

ドイツのFプランは、市全域を対象として都市計画の目標を示すマスタープランとして概ね10年から15年を目標年次として設定し、その都度変更されてい

る。¹⁵しかし、ドイツの都市計画も最初から柔軟性があったわけではない。1960年の連邦建設法の成立以降、プラン実施の経験を生かした修正を行ってきたことによってできたものである。Fプランの柔軟性がもたらされたのは下記の表にある1979年の改正によって修正が容易になったためである。この改正はBプラン策定と同時にFプランを変更できることを明示し、その際の認可と告示の方法を示された。この改正によって、法律に手続きが明示されていないため、合法性について疑問が出されていたFプランの表示に適合しないBプランを定めようとする場合、Bプラン策定と同時にFプランを変更することが可能になった。ドルトムントを例に挙げると実際に細かな変更も入れ、Fプランの変更が100回以上行われている。

以上のことから、日本の街づくりの問題点の1つ目は都市計画の柔軟性がないことである。

表1 戦後のドイツ都市計画制度の変遷¹⁶

年	対象法令	概要
1960	連邦建設法 (BBauG) を制定	都市計画の一般法として成立
1962	建築利用令 1962 (BauNVO1962)	用途・形態規定の基本規定
1968	建築利用令 1968 (BauNVO1968)	
1971	都市建設促進法 (StBauFG) を制定	都市再開発と新開発の特別法
1976	連邦建設法の大改正	都市建設促進法を取り入れ能動化
1977	建築利用令 1977 (BauNVO1977)	
1979	連邦建設法の改正	迅速化改正と呼ばれる
1986	建設法典 (BauGB) を制定	連邦建設法と都市建設促進法を統合
1990	建築利用令 1990 (BauNVO1990)	
〃	建設法典措置法を制定	住宅建設の促進へ5年間の時限立法
〃	東ドイツが建設計画および許可令 (BauZVO) を制定	東の実状に応じた柔軟な手法を含む
〃	[東西ドイツの統一]	
1993	投資促進のため建設・環境関連法を改正	制度の柔軟・迅速化を図り、建設法典措置法の有効期間も延長

2つ目は街づくりの際の住民参加の重要性である。ドイツと日本では両国とも住民参加について法律に記載されている。しかし、住民参加に対する対応の差は大きく開いている。

ドイツではドイツ建設法典において住民参加について、住民は、事前にできるだけ早い時期において、計画の一般目的、地域の再開発または開発に関する実質的に異なった解決策および計画の予想される効果に関する公的な報告を受けることができ、住民には意見表明および聴聞の機会が与えられなければならない¹⁷と記載されている。住民参加はFプランで2回、Bプランで2回の最低4回の機会が与えられる。参加可能時期は両プランともプランの必要性を検討する段階から可能である。そして、住民の反対があった場合はプランの修正を行うことになる。このように、ドイツでは街づくりに対しての住民参加の重要性が大きい。

実際の例として2017年9月24日にドイツのデュイスブルクではアウトレットの施設建設について住民投票が行われた。その結果、賛成48.91%・反対51.09%の反対多数で建設が中止になった。

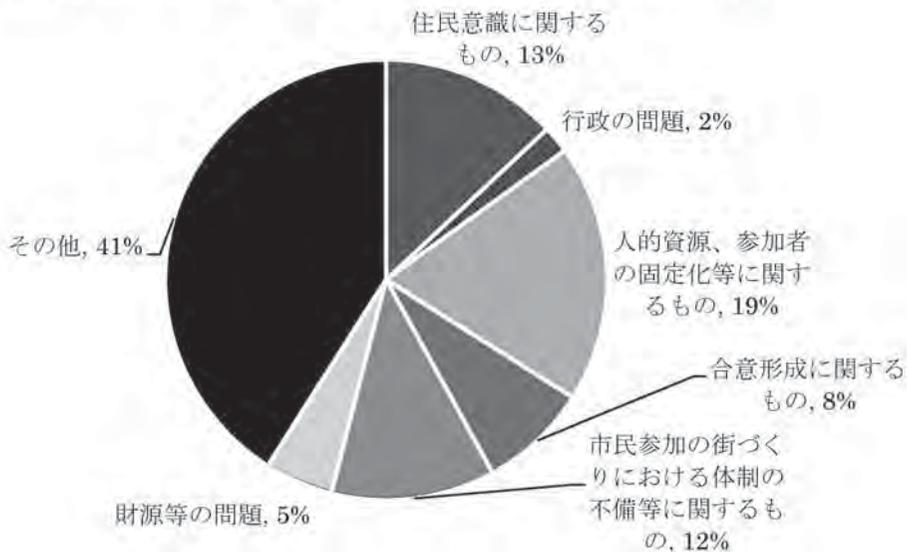
日本では、都市計画法において市町村が、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする¹⁸と記載されている。公聴会の開催等は最低1回開催する機会が与えられるのみで概ね1回の開催で次の開催する必要性はない。また、公聴会などに参加したとしても街づくりについて意見を述べることは可能だが、その意見が反映される可能性は低い。自治体が住民の意見ではなく、建設する企業側に向いていることが、その理由として挙げられる。そのため、街づくりにおける住民が参加する意欲が低い。下記の表や図でも住民意識に関するものと人的資源、参加者の固定化などに関するものを合計して30%を超えていることから明らかである。

実際の例として、国立マンション事件が挙げられる。住民が国立の大学近くにある銀杏並木がある通りの景観を守るために建物の高さを統一していたが、建設会社はその通りにマンションを立てることになったことがきっかけで始まった裁判である。結果としては、財産権として景観権は認められずにマンションは建設された。

以上のことから2つ目の問題点として、住民参加の結果に対して法的拘束力がないことと住民参加に対する意識が低いことが挙げられる。

表2 住民参加のまちづくりを推進・支援する上での問題点¹⁹

住民意識に関するもの 主体的に取り組むという認識が不足している，エゴが出やすい等	13%
行政の問題 認識，技術，経験等の不足，自治体内の地域ごとの多様性に対応しきれない等	2%
人的資源，参加者の固定化等に関するもの 参加者が少ない，参加者の固定化が問題等	19%
合意形成に関するもの 合意形成に時間がかかる，合意形成そのものが困難，合意形成の基盤となる共通認識の不足等	8%
市民参加のまちづくりにおける体制の不備等に関するもの 住民相互・住民と行政における情報・価値観の共有，各主体の役割分担，市民意見の反映方法，アクションのタイミング等の技術的問題等	12%
財源等の問題	5%
その他 各方面における代表性・公平性の確保，市民の活動拠点の不足（欠如），専門知識のない人向けの対応の難しさ等	41%

図2 表1 住民参加のまちづくりを推進・支援する上での問題点より
住民参加のまちづくりを推進・支援する上での問題点

第4章 結論—これからの日本の街づくり

この章では前章から見える日本の街づくりに対する問題点に対してどう対処していくべきかを述べていく。

1つ目の問題点は、都市計画の柔軟性である。この問題に対する対処は各自治体が条例等でマスタープランの変更に関する条例を策定すること、そして最善策としては、マスタープランの変更の期限や条件を都市計画法の条文に明確に示し、国レベルでの規制がかけられることが望まれる。これにより、街づくりに対する硬直性をなくし、変化に適切に対応できる柔軟性も備えることができる。

2つ目の問題点は住民参加に関するものである。この問題に対する対処は住民参加の結果に法的拘束力を持たせることだと考える。これにより、周りの景観に合わない建物の建設をけん制することが可能になる。次に、住民参加に対する住民の意識を高めることが重要であると考え。そのためには、住民に自分が住んでいる街についての知識を深めてもらうこと、平日に開催される公聴会などの日程を休日などに変更するなど、参加率を高めることが必要である。

参考文献

- 卯月盛夫「都市における緑と環境：ドイツと日本」『都市計画 / 日本都市計画学会』1号, 2003:17-20.
- 松田雅央「海外情報 ドイツ環境リポート (第41回) 古都ハイデルベルクの街づくり - 持続可能な街の発展を目指して」『日経研月報』328号, 2005.50-57.
- 水島信『ドイツ流街づくり読本：ドイツの都市計画から日本の街づくりへ』東京：鹿島出版会, 2005.
- 水島信『ドイツ流街づくり読本 続 (日本とドイツの都市は何故違うのか)』東京：鹿島出版会, 2011.
- 水島信『ドイツ流街づくり読本 完 (ドイツのランドシャフトから日本の景観が学ぶこと)』東京：鹿島出版会, 2015.
- 橋本清貴「地域 日本から世界から (208) ドイツの「環境首都」フライブルクを訪ねて：そこには街づくりのフィロソフィーが息づいていた」『歴史地理教育 / 歴史教育者協議会』799号, 2013.84-88.
- 竹内恒夫「ドイツの環境再生 - 「スリムな都市」づくりの試み」『計画行政 / 日本計画行政学会』89号, 2006.16-21.
- 齋藤純子「人口減少に対応したドイツの都市計画法の動向」『国立国会図書館』761号, 2014

- 井村寿人『景観法と地域政策を考える』東京：勁草書房,2014.
- 北畠照躬「ドイツ建設法典の概説－都市計画・都市再開発・都市保存－」東京：(株)住宅新報社,1991.
- 国土交通省「参加型まちづくりに関する現状と課題」2003.
- 坂本英之「ドイツにおける都市デザインの今日的課題」金沢美術大学 紀要 No.58,2014.
- 成田頼明『ドイツ建設法典：対訳』東京：日本不動産研究所 1994.
- 国土交通省「これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書」国土交通省,2016.
- ドイツと日本のまちづくり (2017) “ドイツまちづくり情報”, <http://abej.sakura.ne.jp/deut/d-index.htm>. (2017-07-09) .
- SPIEGEL ONLINE (2017) .” Duisberg stoppen Bau von Outlet-Center” . (<http://www.spiegel.de/wirtschaft/soziales/duisburger-stoppen-bau-von-outlet-center-a-1169689.html>) (2017-10-10) .
- 電子政府の総合窓口. “景観法” (オンライン), 入手先 < http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=416 AC0000000110&openerCode=1 > (参照 2017-02-16) .
- 電子政府の総合窓口. “都市計画法” (オンライン), 入手先 < http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343 AC0000000100&openerCode=1 > (参照 2017-02-16) .

《注》

- 1 建設法典第5条 成田頼明『ドイツ建設法典：対訳』日本不動産研究所 1994. 15-17 p
- 2 同条4項 成田頼明『ドイツ建設法典：対訳』日本不動産研究所 1994. 15 p
- 3 ドイツのFプランと日本のマスタープラン (<http://abej.sakura.ne.jp/deut/fnp.htm>) (2017-07-09)
- 4 建設法典第8条1項 成田頼明『ドイツ建設法典：対訳』日本不動産研究所 1994. 18 p
- 5 同第8条2項 成田頼明『ドイツ建設法典：対訳』日本不動産研究所 1994. 18 p
- 6 ドイツのFプランと日本のマスタープラン (<http://abej.sakura.ne.jp/deut/fnp.htm>) (2017-07-09)
- 7 国総研資料『これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書』第914号国土交通省

- (2016) : 4章 12 p
- 8 都市計画法第1条・目的 電子政府の総合窓口 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343 AC0000000100&openerCode=1) (2017-02-16)
 - 9 同第2条・都市計画の基本理念
 - 10 同第4条・定義
 - 11 国土交通省 都市局 都市計画課 (http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/03_mati/02/index.htm)
 - 12 都市計画法第16条1項 電子政府の総合窓口 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343 AC0000000100&openerCode=1) (2017-02-16)
 - 13 景観法第1条 総則 電子政府の総合窓口 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=416 AC0000000110&openerCode=1) (2017-02-16)
 - 14 都市計画法第21条1項 電子政府の総合窓口 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343 AC0000000100&openerCode=1) (2017-02-16)
 - 15 坂本英之「ドイツにおける都市デザインの今日的課題」金沢美術大学 紀要 No.58 (2014) : 90 p
 - 16 ドイツのFプランと日本のマスタープラン (<http://abej.sakura.ne.jp/deut/fnp.htm>) (2017-07-09)
 - 17 建設法典第3条 成田頼明『ドイツ建設法典：対訳』日本不動産研究所 1994. 14 p
 - 18 都市計画法第18条1項 電子政府の総合窓口 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343 AC0000000100&openerCode=1) (2017-02-16)
 - 19 国土交通省『参加型まちづくりに関する現状と課題』(2002) : 8 p

平成 29 年度 拓殖大学 研究所奨学論文・作品 審査結果

	受賞	所 属	学年	氏 名	論文・作品テーマ
経営経理 研究所	優秀	商学部経営学科	3	區 俊 明	百貨店における立地選択と店舗づくりについての1考察 ～株式会社三越伊勢丹ホールディングスを事例として～
		商学部経営学科	3	佐 藤 淳 也	
		商学部経営学科	3	五十嵐 悠 真	
	優秀	商学部国際ビジネス学科	3	茂 木 大 知	保険代理店の現状とこれから ～拓殖大学の学生に向けたアンケート結果を基に～
		商学部会計学科	3	佐々木 盛 継	
		商学部会計学科	3	渡 邊 弘	
	優秀	商学部会計学科	3	東海林 雅 也	ふるさと納税の導入による 地方自治体への影響
		商学部経営学科	3	長谷山 裕 人	
		商学部経営学科	3	小 川 遥	
		商学部経営学科	3	高 代 光 太	
		商学部経営学科	3	田 島 広 太	
	優秀	商学部経営学科	3	谷 紗 弥 佳	レンタルビジネスの成功要因の分析
		商学部経営学科	3	森 本 真 由	
		商学部経営学科	3	古 郡 滯	
		商学部経営学科	3	村 山 冬 葉	
優秀	商学部経営学科	3	小 川 久 瑠 実	ノスタルジアマーケティングの 効果と戦略	
	商学部経営学科	3	嶋 田 崇 宏		
	商学部経営学科	4	嶋 田 崇 宏		
政治経済 研究所	最優秀	政経学部経済学科	4	遠 藤 勇 哉	衆院選における「次点候補者」優位の研究～RDDによる因果的効果の推定～
	優秀	政経学部法律政治学科	4	文 志 元	少年法の廃止または存置一保護や処罰の間
	優秀	政経学部法律政治学科	4	工 藤 達 勝	安定志向の人間は警察官を志願するのか～経済から見た警察官の志願要因～
	優秀	国際学部国際学科	3	手 塚 大 輔	北海道におけるサイクルツーリング活性化に向けた事業展開について
言語文化 研究所	優秀	国際学部国際学科	3	大 口 凌 磨	英語活用における日本とマレーシアの比較
人文科学 研究所	最優秀	政経学部法律政治学科	4	五十嵐 湧 輔	日本とドイツの街づくりの違い 都市の景観
	優秀	国際学部国際学科	3	関 口 加 奈	女性が輝く社会とは～ワークライフバランスを阻む要因と展望～
	優秀	政経学部経済学科	4	廣 渡 英 世	書籍の低迷とその行先
	優秀	政経学部経済学科	4	山 中 崇 太 朗	日本学生支援機構の貸与型奨学金における延滞金の問題について
		政経学部経済学科	4	滝 本 航	

国際日本文化研究所	優秀	政経学部法律政治学科	3	桐野由美	日韓間の軋轢 —関係改善のために私たちが ができること—
		商学部経営学科	3	齊藤桃子	
	優秀	国際学部国際学科	3	木村結	インフルエンサーの投入による地ブランドの拡散
国際開発研究所	優秀	国際学部国際学科	4	金山実生子	地方移住促進による地域活性の可能性～縁によるRターンに着眼点を当てて～
		商学部国際ビジネス学科	3	福本雅生	自動運転技術の発展と課題解決に向けて
	商学部国際ビジネス学科	3	山野一樹		
	商学部国際ビジネス学科	3	田口竜也		
	優秀	商学部経営学科	2	鈴木瀬奈	地震災害における防災教育の必要性 —東日本大震災に学ぶ—
商学部経営学科		2	吉田彩乃		
地方政治行政研究所	優秀	政経学部法律政治学科	3	高松檀	100年後のエネルギーベストミックスを求めて
		政経学部法律政治学科	3	松本華奈	
		政経学部法律政治学科	3	諸田和成	
	優秀	国際学部国際学科	3	高見澤有紗	地方創生に向けた新しい移住促進方策の検討～長野県のインターンシップ事業等の事例より～
	優秀	政経学部法律政治学科	3	渡部雄斗	北見市活性化のための複合政策
		政経学部法律政治学科	3	長嶋恒輝	
		政経学部法律政治学科	3	瀧澤篤貴	
		政経学部法律政治学科	3	速山武士	
	優秀	国際学部国際学科	3	吉澤翼	館ヶ丘団地における買い物アクセスの改善策

イスラーム研究所 入選なし

理工学総合研究所, 海外事情研究所, 日本語教育研究所 応募なし

(応募件数) 79件, 159名 (入選件数) 24件, 45名 (参加賞) 55件, 114名

平成 29 年度 研究所奨学論文・作品 応募要領

1. 研究所奨学論文

(1) 応募分野（テーマ）

No.	研究所名	応募分野（テーマ）
1	経営経理研究所	(1)商学 (2)経営学 (3)会計学 (4)国際ビジネス（貿易・観光など） (5)商法 (6)税法 (7)IT ビジネス (8)ビジネス・エコノミックス (9)ビジネスプラン（事業計画書）
2	政治経済研究所	政治，経済，法律に関するもの
3	言語文化研究所	言語，言語教育，言語学習，言語文化に関するもの
4	理工学総合研究所	理学，工学，自然科学及びデザインに関するもの
5	人文科学研究所	(1)人文科学分野（哲学・文学・社会学・心理学・教育学・史学など） (2)自然科学分野および，いわゆる人間科学分野に関するもの
6	海外事情研究所	(1)世界秩序の変化に関するもの (2)安全保障に関するもの (3)日米同盟に関するもの
7	国際日本文化研究所	日本文化論・日本文明論・日本精神論（文化から歴史，政治まで）
8	国際開発研究所	(1)開発協力問題に関するもの (2)開発途上地域の歴史・文化・社会・政治・経済等に関するもの (3)災害からの復旧・復興・再生に関するもの
9	日本語教育研究所	(1)日本語または日本語研究に関するもの (2)日本語教育または日本語教育研究に関するもの (3)言語文化論あるいは日本語文化論に関するもの
10	イスラーム研究所	イスラームの法学，神学，文化，社会などに関するもの
11	地方政治行政研究所	地域における政治，行政，社会に関するもの

(2) 応募資格

- ・本学学部生ならびに本学大学院生（博士後期課程は除く）。
- ・共同執筆も可。但し，執筆者数を5名以内とする。
- ・同一研究所へ複数の応募は認めない。

(3) 原稿様式

[理工学総合研究所以外の研究所]

- ① Word で作成すること。但し，図表等は，Excel も可。

- ② A4 縦版・横書き，1 行が全角 34 字× 28 行で，10～15 枚程度。
- ③写真・図表等も，上記枚数に含める。
- ④日本語（具体例や引用などの場合，他言語表記可）。

〔理工学総合研究所〕

- ① Word で作成すること。但し，図表等は，Excel も可。
- ② A4 縦版・横書き，2 段組／1 段 27 字× 46 行で，3～5 枚程度。
- ③写真・図解等も，上記枚数に含める。
- ④日本語または英語（具体例や引用などの場合，他言語表記可）。

2. 研究所奨学作品

(1) 応募分野（テーマ）

No.	研究所名	応募分野（テーマ）
1	理工学総合研究所	理学，工学，自然科学及びデザインに関するもの

※応募作品（完成作品）のみ工学部事務室（八王子国際キャンパス工学部棟 1 階）に提出すること。

画像や動画等を含み応募データが送信できない場合は，工学部事務室に応募作品（完成作品）と併せて DVD メディア等で提出すること。

(2) 応募資格

- ・本学学部生ならびに本学大学院生（博士後期課程は除く）。
- ・共同執筆も可。但し，執筆者数を 5 名以内とする。
- ・同一研究所へ複数の応募は認めない。

(3) 原稿様式

- ① Word で作成すること。但し，図表等は，Excel も可。
- ② A4 縦版・横書き，2 段組／1 段 27 字× 46 行で，7 枚程度。
- ③ただし，解説文 2 枚以上，写真・図解等 4 枚以上を目安とする。
- ④日本語または英語（具体例や引用などの場合，他言語表記可）。

3. 応募方法・応募先・応募期日

〔応募方法・応募先〕

①「研究所奨学論文・作品（目次，論文・作品）」と，②「奨学論文・作品表紙」の 2 つを，Eメールの添付ファイルとして，次のアドレスへメールで送信して応募してください。①と②は，大学ホームページ（学生生活⇒奨学金制度⇒研究所奨学

論文・作品) からダウンロードしてください。

受付メールアドレス：kenkyu@ofc.takushoku-u.ac.jp

メールの件名：学生番号+名前+「応募論文・作品のタイトル」

①「研究所奨学論文・作品（目次，論文・作品）」と，②「奨学論文・作品表紙」の添付ファイルのファイル名は，次のとおりにしてください。

目次，論文・作品のファイル名（例）：

80777 拓殖太郎「日本の領土問題」目次・論文

②表紙のファイル名（例）：

80777 拓殖太郎「日本の領土問題」表紙



80777 拓殖太郎「日本の領土問題」表紙.docx



80777 拓殖太郎「日本の領土問題」論文.docx

- ・共同執筆で応募する場合は，代表者の学生番号と氏名でファイル名を付けてください。
- ・大学より配付された学生 Web メールアドレス（****@st.takushoku-u.ac.jp）から送信してください。
- ・研究支援課で受領後，受付メールアドレスより，「受付完了」のお知らせをメールで返信しますので，必ず受信可能な状態にしおき，随時メールチェックをしてください。なお，3日以内に「受付完了」のメールが届かない場合は，必ず研究支援課に問合せをしてください。

[応募期日]

平成 29 年 10 月 27 日（金）23：00 E メール必着【厳守】

※上記応募期日・時間を過ぎ送信された場合には受け付けません。

また，送信された応募書類に不備等があった場合には，受付ならびに審査の対象外とします。

応募論文・作品が，他機関に投稿した論文・作品と同一，あるいは同一と判断さ

れた場合には、審査対象外とします。

応募論文・作品（データを含む）は、如何なる理由が有っても返却しませんので、必ず各自コピーを保管してください。

応募論文・作品の著作権は、拓殖大学に帰属します。

〔問い合わせ先〕

研究支援課（文京キャンパス C 館 2 階）

電話：03-3947-7595（直通）

業務時間：平日 9：00～17：00／土曜日 9：00～15：00（昼休：11：30～12：30）

日曜及び祝祭日には業務をおこないません。

4. 選考結果および賞品

選考結果は、研究支援課より、応募者が送信したメールアドレスにお知らせします。

また、最優秀賞に入選された方には、後日開催予定の「研究所奨学論文・作品」最優秀賞入選者表彰式についてもお知らせします。賞品（図書カード）は、各研究所とも、次のとおりです。

ただし、該当者がいない場合は支給しません。

(1)最優秀賞	最優秀賞入選者表彰式にて、表彰状と図書カード(50,000円)を贈呈。 最優秀賞入選論文・作品は、本学ホームページと作品集にて公表。
(2)優秀賞	図書カード(20,000円)
(3)参加賞	図書カード(1,000円)

各種データ

(1) 平成 29 年度 研究所奨学論文・作品 集計結果

(応募件数)

単位：件

(審査結果)

単位：件

研究所	件数	個人執筆	共同執筆	最優秀賞	※	優秀賞	※	参加賞	※
経営経理研究所	36	12	24	0		6	(4)	30	(20)
政治経済研究所	19	16	3	1		3		15	(3)
言語文化研究所	1	1	0	0		1		0	
理工学総合研究所	0	0	0	0		0		0	
人文科学研究所	6	5	1	1		3	(1)	2	
海外事情研究所	0	0	0	0		0		0	
国際日本文化研究所	4	3	1	0		2	(1)	2	
国際開発研究所	5	3	2	0		3	(2)	2	
日本語教育研究所	0	0	0	0		0		0	
イスラーム研究所	1	1	0	0		0		1	
地方政治行政研究所	7	4	3	0		4	(2)	3	(1)
総計	79	45	34	2		22	(10)	55	(24)

※共同執筆入賞件数

① 研究所奨学論文・作品は、平成 3 年度より実施。

② 参考：平成 28 年度実績

(応募件数)

単位：件

(審査結果)

単位：件

研究所	件数	個人執筆	共同執筆	最優秀賞	※	優秀賞	※	参加賞	※
経営経理研究所	29	12	17	1	(1)	2	(2)	26	(14)
政治経済研究所	17	9	8	1		5	(3)	11	(5)
言語文化研究所	3	3	0	1		0		2	
理工学総合研究所	4	4	0	1		2		1	
人文科学研究所	13	13	0	1		4		8	
海外事情研究所	3	3	0	1		2		0	
日本文化研究所	2	1	1	0		1	(1)	1	
国際開発研究所	3	2	1	0		1	(1)	2	
日本語教育研究所	1	1	0	0		0		1	
イスラーム研究所	0	0	0	0		0		0	
地方政治行政研究所	4	3	1	0		1	(1)	3	
総計	79	51	28	6	(1)	18	(8)	55	(19)

※共同執筆入賞件数

(2) 研究所奨学論文・作品応募人数 (学部・学科・研究科・専攻別) [平成 29 年度]

学 部	学 科	応募人数	
商学部	経営学科	71	101
	国際ビジネス学科	22	
	会計学科	8	
政経学部	法律政治学科	20	44
	経済学科	24	
外国語学部	英米語学科	0	0
	中国語学科	0	
	スペイン語学科	0	
国際学部	国際学科	12	12
工学部	機械システム工学科	0	0
	電子システム工学科	0	
	情報工学科	0	
	デザイン学科	0	
学 部 計		157	

研 究 科	専 攻	応募人数	
経済学研究科	国際経済専攻博士前期課程	0	0
商学研究科	商学専攻博士前期課程	0	0
工学研究科	機械・電子システム工学専攻博士前期課程	0	0
	情報・デザイン工学専攻博士前期課程	0	
国際協力学研究科	国際開発専攻博士前期課程	0	0
	安全保障専攻博士前期課程	0	
言語教育研究科	英語教育学専攻博士前期課程	0	0
	日本語教育学専攻博士前期課程	0	
地方政治行政研究科	地方政治行政専攻修士課程	2	0
(大学院) 研究科計		2	
合 計		159	

平成 29 年度 拓殖大学研究所奨学論文・作品入選作品集

平成 30 年 3 月 31 日発行

編集兼発行人 中村 竜哉 浜口 裕子 寺家村 博
岡崎 章 犬竹 正幸 川上 高司
澤田 次郎 徳原 悟 小林 孝郎
森 伸生 白石 浩介

発 行 所 拓殖大学 学務部研究支援課
〒 112-8585 東京都文京区小日向 3-4-14
TEL 03-3947-7595 (直通)
ホームページ <http://www.takushoku-u.ac.jp/>



拓殖大学

Takushoku University